

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 河野 成司

1 日 時

令和4年10月11日（火） 午前10時00分から
午後 3時12分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

河野成司、馬場林、志村学、吉竹悟、清田哲也、阿部長夫、後藤慎太郎、衛藤博昭、井上明夫、三浦正臣、嶋幸一、元吉俊博、浦野英樹、木田昇、藤田正道、尾島保彦、玉田輝義、平岩純子、堤栄三、末宗秀雄、小川克己

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

森誠一、古手川正治、羽野武男、守永信幸、小嶋秀行

6 出席した執行部関係者の職・氏名

会計管理者 廣末隆、代表監査委員 長谷尾雅通、監査委員事務局長 河野哲郎、企業局長 磯田健、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

第84号議案令和3年度大分県病院事業会計決算の認定について、第85号議案令和3年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について、第86号議案令和3年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、第87号議案令和3年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について及び第98号議案令和3年度大分県用品調達特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	主査	飛鷹真典
議事課委員会班	主幹（総括）	秋本昇二郎
議事課議事調整班	主査	利根妙子

決算特別委員会次第

日時：令和4年10月11日（火）10：00～
場所：本会議場

1 開 会

2 企業局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

〔休 憩〕

3 病院局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

4 一般会計及び特別会計決算審査

- (1) 決算概要説明（会計管理者）
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答

5 部局別決算審査

(1) 会計管理局

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議（上記4も含む）

(2) 監査委員事務局

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

6 その他

7 閉 会

会議の概要及び結果

河野委員長 ただいまから、決算特別委員会を開きます。

第3回定例会において付託を受け、継続審査となっている第84号議案から第98号議案までの15件の決算議案の認定について、本日から審査を行います。

審査に先立ち、決算審査の方針等について申し上げます。

去る9月16日の委員会において、本委員会の運営要領を決定しました。決算審査の方針として、(1)計数の確認、(2)収支の正否、(3)財産管理の適否、(4)行政効果、(5)必要な改善措置となっています。

具体的な審査については、先日の委員会でお配りした決算審査のしおりを参考にしてください。

次に、前年度の審査報告書に対する措置結果について、各部局審査の際に該当部局から説明があるので、措置結果に対する質疑は、各部局審査の質疑とあわせてお願いします。

執行部に対し資料の要求等がある場合は、質疑とあわせて要求していただくようお願いします。また、各部局の審査終了の都度、審査における質疑等を基に審査報告書の検討を行います。各委員においては、運営要領に従い、円滑な委員会運営に御協力をお願いします。

それでは、この際付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は、企業局及び病院局の公営企業会計の審査並びに一般会計、特別会計に関する会計管理者、監査委員からの概要説明及び会計管理局、監査委員事務局の部局別審査を行います。

これより企業局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔明瞭にお願いします。

それでは、企業局長及び関係者の説明を求めます。

磯田企業局長 企業局長の磯田です。委員の皆様には、日頃から電気事業、工業用水道事業の

運営に大変な御理解をいただき、誠にありがとうございます。

最初に私から、企業局の経営概況について御説明します。

初めに、電気事業会計から御説明します。

タブレット内の1の1企業局の経営概況(令和3年度決算)とある資料、紙資料共に2ページを御覧ください。

企業局では、12の水力発電所と大分市松岡にある太陽光発電所で発電した電力を九州電力に供給しています。

まず、1の売電実績電力量の推移のグラフを御覧ください。

令和3年度の水力発電の売電実績電力量については、赤の折れ線グラフの一番右端1億7,014万7千キロワットアワーで、目標供給電力量の84.0%となっています。これは平年と比べて降雨が少なかったこと、阿蘇野川発電所が令和2年7月豪雨により被災し、運転を停止していたことなどによるものです。なお、黒い点線で示した各年度の目標供給電力量は、過去30年間の運転実績にその年度のオーバーホールや、修繕工事の実施などに伴う運転時間の減少を勘案して設定しています。

緑で示した太陽光発電の売電実績電力量については141万8千キロワットアワーで、年間の平均全天日射量が少なかったことなどにより減少しています。

次に、2の電力料金収入の推移です。

令和3年度の水力発電料金収入は約21億9,500万円で、前年度比125.7%、約4億4,900万円の増となっています。これは大野川発電所のリニューアル工事が完了し、令和3年12月から発電を開始したことなどによるものです。

太陽光発電の料金収入については約5,700万円で、日射量が少なかった事などにより、前年度比で91.9%、約500万円の減となっています。

資料右側の上、3の電力料金単価の推移です。

九州電力とは、2年ごとに契約更改を行っており、大野川発電所を除く11の発電所については、令和2年度と3年度の平均単価は1キロワットアワー当たり9円99銭となっています。

大野川発電所、松岡太陽光発電所については、固定価格買取制度の認定を受けた、いわゆるFITにより、大野川発電所については1キロワットアワー当たり24円、松岡太陽光発電所については1キロワットアワー当たり40円となっています。

その下4の純利益・純損失の推移です。

令和3年度の純利益は約6億4,600万円となっており、前年度に比べて約4億800万円の増となっています。

続いて、資料3ページを御覧ください。

工業用水道事業について御説明します。

工業用水道事業では、大野川から取水した水を大分市判田と大津留にある2か所の浄水場で処理し、大分市内の企業に工業用水として供給しています。

1の契約水量の推移ですが、令和3年度の契約水量は、年度末時点で1日当たりの水量で約55万4千立方メートルとなっています。

2の事業所数の推移ですが、令和3年度は年度末現在で46の事業所と給水契約を結んでいます。

水道料金については、契約水量に応じて料金を徴収する責任水量制を採用しています。料金単価については、全国平均では1立方メートル当たり22.59円となっているところ、本県では15.8円又は8.8円と安価で提供しています。

契約水量の多い事業所は、日本製鉄株式会社が日量23万立方メートル、鶴崎共同動力株式会社が11万立方メートルなどとなっています。

右の3の純利益の推移です。

令和3年度の純利益は約4億5,300万円で、前年度に比べ約8,700万円の増となっています。

企業局の経営概況の説明は以上です。

引き続き、総務課長から決算等の詳細につい

て御説明するので、よろしく申し上げます。

衛藤総務課長 それでは、第85号議案令和3年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について並びに第86号議案令和3年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、タブレット内1の2大分県公営企業会計決算書（企業局）により説明します。なお、この資料は決算書の冊子と同じ内容になっているので、いずれか御覧ください。

初めに、第85号議案の電気事業会計について説明します。

タブレット資料では4ページの右側、冊子では1ページをお願いします。

このページからタブレットでは11ページまで、冊子では7ページまでについては、令和3年度の事業の概況や工事の発注状況を記載していますが、時間の関係から説明は省略します。

次に、タブレットでは12ページ、冊子は8ページをお開きください。

3（1）業務量の表については、さきほど局長からも説明した、令和3年度の売電実績電力量などを発電所別に表示したものです。

その下の（2）事業収入に関する表を御覧ください。

当年度欄一番上の営業収益は23億1,842万円余りで前年度に比べて4億4,352万円余りの増となっています。これは大野川発電所のリニューアルが完了し、昨年12月から運転を再開したこと等によるものです。

表の中ほどの財務収益は5,088万円余りで、前年度に比べ891万円余りの減となっています。

事業外収益は3,245万円余り、前年度比319万円余りの減となっています。

以上により、当年度の事業収益は合計24億176万円余りとなり、前年度に比べ4億3,141万円余りの増となっています。

次に、支出にあたる（3）事業費に関する事項の表を御覧ください。

一番上の営業費用は16億8,167万円余りで、前年度に比べ685万円余りの減となっています。主な増減内容を説明すると、職員給

与費が退職給付金引当の減などにより4,669万円余りの減となっています。

修繕費は前年度から繰越した導水路制水ゲート他整備工事を行ったことなどにより、前年度に比べ3,607万円余りの増となっています。

委託費は阿蘇野川発電所等の耐震照査委託を行ったことなどにより2,786万円余りの増となっています。

減価償却費は大野川発電所の減価償却が始まったことなどにより2,022万円余りの増となっています。

この表の中ほどの財務費用は2,397万円余りで、前年度に比べ816万円余りの増となっています。

次の事業外費用は1,240万円余りで、前年度に比べ1,008万円余りの減となっています。これは知事部局等の退職手当に係る企業局負担金が減となったことなどによるものです。

特別損失は3,742万円余りで前年度に比べ3,232万円余りの増となっています。これは大野川発電所リニューアルに伴う資産の除却によるものです。

以上により、当年度の事業費は合計17億5,547万円余りで、前年度に比べ2,354万円余りの増となっています。

この結果、一番下の差引収支の表にあるように、令和3年度の純利益は6億4,629万円余りとなり、前年度に比べ4億786万円余りの増となっています。

次に、タブレットの18ページ、冊子では14ページをお開きください。

ただ今、御説明した収益・費用の状況を損益計算書の形にしたものです。

1の営業収益は(1)の電力料などで、金額欄の真ん中の列の一番上23億1,842万円余りとなっています。

2の営業費用は(1)の水力発電費や(3)の一般管理費などで、真ん中の列の上から2番目16億8,167万円余りとなっています。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、右端列の中ほど6億3,674万円余りとなっています。

このほか、3の財務収益と4の事業外収益から、5の財務費用と6の事業外費用を差し引いた収支は、右端の列の上から2段目4,696万円余りとなり、さきほどの営業利益にこれを加算した経常利益は、右端列の上から3段目6億8,371万円余りとなっています。

7の特別損失は3,742万円余りで、経常利益からこれを差し引いた収支は、これが右端列の下から4段目6億4,629万円余りとなり、これが当年度の純利益となります。

その下、前年度繰越欠損金は8,118万円余りで、当年度純利益からこの額を差し引いた当年度未処分利益剰余金は右端列の一番下5億6,510万円余りとなっています。

次に、タブレット22ページ、冊子では18ページをお開きください。

阿部委員 委員長いいですか。さきほどからタブレットのページ数が違うんですが。私は14ページ、さきほど総務課長は18ページと言いました。

河野委員長 阿部委員にお伝えします。

今言っている冊子のページ数がタブレットの表示にも下に出ています。今、総務課長が言っている部分については、タブレットのファイル上のページ数を言っているので、その違いです。

阿部委員 14ページとどこにある。出てこないよ。

衛藤総務課長 冊子だけの方がよろしいですか。

河野委員長 冊子の番号で結構です。

阿部委員 分かりました。すみません。

河野委員長 では、よろしく申し上げます。続いてお願いします。

衛藤総務課長 では、冊子のページで申しますと、18ページをお願いします。（「両方言わんと分らん」と言う者あり）

では、タブレットの方の通しページでは22ページ、冊子では18ページをお開きください。

令和3年度の未処分利益剰余金処分案について御説明します。

表の一番右の列、未処分利益剰余金5億6,510万円余りについては、令和4年度の企業債償還のための減債積立金に4億3,564万

円余り、将来の設備投資のための建設改良積立金に7,945万円余り、また、地域貢献用の積立金である地域振興積立金に5千万円をそれぞれ積み立てたいと考えています。

続いて、タブレットの24ページ、冊子では20ページをお願いします。

令和4年3月31日現在の貸借対照表です。

資産の部の1固定資産は、発電所の施設や送電線などの設備に関する電気事業固定資産などで、合計は右端列205億9,591万円余りとなっています。

2の流動資産は現金預金や電力料等の未収金などで、合計は右端列の下から2段目の49億8,186万円余りとなっています。

固定資産と流動資産の資産合計は、その下255億7,778万円余りとなっています。

次に、タブレットでは同じ見開きの右側、冊子では21ページを御覧ください。

負債の部及び資本の部について御説明します。

負債の部の3固定負債は、企業債及び引当金で、合計は右端列の一番上79億1,284万円余りとなっています。

4の流動負債は、令和4年度中に償還予定の企業債や工事代金等の未払金などで、合計は右端列の上から2段目14億6,698万円余りとなっています。

これらの額に右端列の上から3段目、5の繰延収益1億5,653万円余りを加えた負債合計は、その下95億3,636万円余りとなっています。

次に、資本の部についてですが、6の資本金及び7の剰余金を合わせた資本合計は右端列の下から2段目、160億4,141万円余りとなっています。この額と負債合計を加算した負債資本合計は、右端列の一番下255億7,778万円余りとなり、左側の表の資産合計と一致しています。

以上が電気事業会計の決算についてです。

続いて、工業用水道事業会計の決算について説明します。

タブレットは60ページ右側、冊子の55ページをお開きください。

3の業務(2)事業収入に関する事項を御覧ください。

当年度欄の一番上の営業収益は19億9,216万円余りで、前年度に比べ4,787万円余りの増となっています。これは令和2年度に火災事故のあったユーザー企業に行っていた料金の減額措置を終了したことなどによる給水収益の増によるものです。

表の中ほどの営業外収益は2億1,407万円余りで、前年度に比べ1,834万円余りの減となっています。これは退職者へ支払った退職手当に対する知事部局の負担金が減少したことなどによるものです。

以上により、当年度の事業収入は合計22億623万円余りとなり、前年度に比べ2,952万円余りの増となっています。

次に、(3)事業費に関する事項を御覧ください。

一番上の営業費用は17億3,150万円余りで、前年度に比べ4,495万円余りの減となっています。

主な増減内容を説明すると、職員給与費は退職給付金引当の減少などにより2,781万円余りの減となっています。

修繕費は、設備の老朽化対策のための補修工事が減少したことなどにより4,104万円余りの減となっています。

動力費は、隧道点検に伴うポンプ稼働時間が増えたことなどによる使用電力量の増などにより、前年度に比べ4,214万円余りの増となっています。

営業外費用は2,154万円余りで、前年度に比べ1,231万円余りの減となっています。これは企業債の元金返済の進捗により、支払利息が減少したことなどによるものです。

以上により、当年度の事業費は合計17億5,304万円余りで、前年度に比べ5,727万円余りの減となっています。

この結果、一番下の差引収支の表にあるように、令和3年度の純利益は4億5,318万円余りとなり、前年度に比べ8,679万円余りの増となりました。

次に、タブレットの通しページ68ページ、冊子では62ページをお開きください。

当年度の損益計算書です。

1の営業収益は、(1)の給水収益などで、金額欄の真ん中の列の一番上19億9,216万円余りとなっています。

2の営業費用は、取水から浄水までの経費である(1)原水及び浄水費や(2)配水及び給水費などで、真ん中の列の上から2番目17億3,150万円余りとなっています。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は右端列の中ほど2億6,065万円余りとなっています。

3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた収支は、右端列の2段目1億9,253万円余りとなり、さきほどの営業利益にこの額を加えた経常利益は、右端列の上から3段目4億5,318万円余りとなっています。

特別損失等はないので、経常利益がそのまま当年度の純利益となります。

その下、その他未処分利益剰余金変動額1億9,077万円余りは減債積立金を当年度の企業債の償還に充てたもので、当年度純利益にこの額を加えた額が、右端列の一番下、当年度未処分利益剰余金6億4,396万円余りとなっています。

次に、タブレットの通しページ72ページ、冊子では66ページをお開きください。

令和3年度大分県工業用水事業剰余金処分計算書(案)について説明します。

表の一番右の列、未処分利益剰余金6億4,396万円余りについては、令和4年度の企業債償還のための減債積立金に1億4,273万円余りを、将来の設備投資のため建設改良積立金に3億1,045万円余りをそれぞれ積み立てることとして、その他未処分利益剰余金変動額に相当する1億9,077万円余りについては、資本金へ組み入れたいと考えています。

続いて、タブレットでは通しページ74ページ、冊子では68ページをお開きください。

令和4年3月31日現在の貸借対照表です。資産の部の1固定資産は、浄水設備や送水な

どに関する有形固定資産などで、合計は一番右端列184億5,123万円余りとなっています。

2の流動資産は現金預金や水道料金等の未収金などで、合計は一番右端列の下から2段目56億7,012万円余りとなっています。

固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、その下241億2,135万円余りとなっています。

最後に、タブレットでは同じ見開きの右側、冊子では69ページを御覧ください。

負債の部の3固定負債は企業債及び引当金で、合計は右端列の一番上17億9,478万円余りとなっています。

4の流動負債は令和4年度中に償還予定の企業債や工事代金等の未払金などで、合計は右端列の上から2段目5億507万円余りとなっています。

これらに右端列の上から3段目、5の繰延収益29億6,701万円余りを加えた負債合計は、その下52億6,688万円余りとなります。

次に、資本の部についてですが、6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は、右端列の下から2段目188億5,447万円余りとなっています。この額とさきほどの負債合計を合わせた負債資本合計は、右端列の一番下241億2,135万円余りとなり、左側の表の資産合計と一致しています。

以上で、令和3年度電気事業会計及び工業用水道事業会計の決算に関する説明を終わります。**河野委員長** 次に、決算審査の結果について監査委員の説明を求めます。

長谷尾代表監査委員 令和3年度大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算に係る審査について、監査委員を代表して説明します。

タブレットの資料番号4及び紙資料の令和3年度大分県公営企業会計決算審査意見書を御覧ください。

タブレットの3ページ、資料では表紙をめくり最初のページを御覧ください。

この意見書は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、本年6月1日に知事から、令和3年度大分県病院事業会計、大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算について、監査委員の審査に付されたので、その審査結果を取りまとめ、7月29日に知事に提出したものです。

それでは、タブレットの7ページ、紙資料の1ページをお開きください。

まず、第1審査の概要です。

令和3年度大分県病院事業会計、大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算に係る審査は、大分県監査委員監査基準に準拠して行っています。

3審査の主眼についてですが、各事業が企業の経済性を発揮しているか等記載の3点に主眼を置き、関係職員の説明を求めるなど、慎重に審査を行いました。

次に、第2審査の結果についてです。

企業局所管の各事業会計の決算書その他決算関係書類は、さきほど御説明した方法により審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ正確であることが認められます。

また、予算の執行、収益・費用及び財産に係る事務については、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、各事業会計決算の審査意見についてです。

まず、大分県電気事業会計について説明します。タブレットの27ページ、紙資料の17ページをお開きください。

1審査意見です。

(1) 経営成績及び財政状態についてですが、電気事業は、大野川発電所の発電再開等により営業収益が大幅に増加したこと等により安定した経営を維持しており、短期・長期の財務の安全性も保たれていることから、経営成績、財政状態ともにおおむね健全であると考えられます。

次に、(2)の総合意見ですが、大分県企業局経営戦略及びアクションプランに基づく取組が進められています。

今後、現在実施している別府発電所並びに

芹川第一及び第二発電所のリニューアル事業等の長期安定経営に向けた取組を計画的かつ経済的に実施していくことが重要です。

また、九州電力株式会社との長期基本契約のもと、全量売電していますが、契約終了後の令和8年度から一般競争入札への移行が想定されています。今後は、移行後も安定した収益を確保するための方策を検討していくことが求められます。

さらに、先端技術の活用やデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進等業務の効率化や高度化にも積極的に対応していく必要があります。

これらの取組を着実に進め、健全経営の維持及び安定的なサービスの提供に向けて、効率的な事業運営と経営基盤の強化に努めるよう要請しました。

大分県電気事業会計決算審査結果についての説明は以上です。

次に、大分県工業用水道事業会計について説明します。タブレットの43ページ、紙資料の31ページをお開きください。

1審査意見です。

(1) 経営成績及び財政状態ですが、工業用水道事業は責任水量制による安定した料金収入に支えられ良好な経営を維持しており、短期・長期の財務の安全性も保たれていることから、経営成績、財政状態ともにおおむね健全であると考えられます。

続いて、(2)総合意見ですが、工業用水道事業も、大分県企業局経営戦略及びアクションプランに基づく取組が進められています。

事業開始から60年以上が経過し、管路等設備の老朽化が進んでいることから、平成29年度に本格運用が開始された給水ネットワークの機能を利用して、本格的な隧道の点検及び補修を計画的に行っています。また、GPSを利用して現地ですばやく管路の正確な位置を把握することができる管路台帳システムを作成したことから、今後はこのシステムを利用することで、着実な業務の遂行と効率化が期待されます。

しかし、今年1月に発生した地震では、漏水

が発生し一時的に給水を停止したことから、施設の老朽化対策や耐震化工事とあわせ、災害時の想定や対策を多角的に行い、安定的な供給体制を構築していかなければなりません。

そのためには、多額の費用がかかることが予想されること等から、さらなる経営基盤の強化や事業の発展に努めるよう要請しました。

以上が、大分県工業用水道事業会計決算審査結果についての説明です。

これで、企業局分の決算審査の結果についての説明を終わります。

河野委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、本日以降の本委員会での質疑の順序について確認します。

まず、最初に事前通告をした委員、次に事前通告なしの委員、最後に事前通告をした委員外議員の順に質疑を行います。

事前通告なしの委員外議員については、進行状況等を勘案しながら指名するので、あらかじめ御了承願います。

発言は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立し、マイクを立てて行ってください。

質疑は付託された決算議案に対する質疑にとどめるとともに、説明資料におけるページ及び事業名などを明らかにしてください。

質疑は関連質疑も含め一人5分以内で、再質疑は2回までとなっているので、要点を簡潔にお願いします。

なお、質疑に対する執行部の回答が要領を得ない場合や、執行部からの質疑内容の確認に対する委員等の回答については再質疑とみなさないで御了承願います。

また、委員外議員の関連質疑は、委員の質疑終了後に別途お願いします。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔明瞭に答弁願います。

事前通告が1名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 まず、決算審査意見書が監査委員から出されていますね。電気事業について、九州電力との2年間、令和4年度から5年度の売電単

価で契約していますが、最近のウクライナ情勢などによって、修繕や工事等の物価高騰の影響もあると思われますが、今後、売電単価には影響があるのか。あれば、その対処はどうするのか。また、水道事業にも一緒の危惧も考えられますが、そこら辺はどうでしょうか。

二つ目、電気事業について、令和8年度からの一般競争入札への移行に伴う方策を検討していくことが求められるとありますが、今後どのように検討されるのか。

三つ目には、工業用水事業での審査意見で、地震による漏水やエネルギー単価の高騰などの要因が指摘されています。また、令和4年3月に見直しをしたアクションプランの着実な実行で経営の安定化を図ると言われていますが、それぞれ具体的な対策はどう取られるのか。

最後に、修繕等の工事における入札、この決算書を見ると税抜きで決算していて、審査意見では税込みもあり、ばらばらになっていて非常に分かりにくいですね。結局、消費税がどのような形で企業局として課税され、また納税されているのかをもう少し詳しく教えてください。

それと、来年10月からいよいよインボイス制度が始まりますが、それが企業局との関係で、入札だとか、そういう問題が今後下請を含めて出てくるのかを教えてください。

衛藤総務課長 4点についてお答えします。

まず、1点目のウクライナ情勢などによる売電単価への影響についてです。

現在の九州電力との契約では、平成22年度から令和7年度までの16年間の長期基本契約を締結していて、その料金については、経済情勢の変化にあわせ、2年ごとに契約を更改しています。

現在の単価は、令和4年度と5年度について、発電に要する費用に一定の利益を加えて算出する総括原価方式に基づいて、1キロワットアワー当たり10.63円で契約しています。

委員御指摘のとおり、ウクライナ情勢等による物価高により、契約時に算定した修繕工事費等において費用の上昇も見られており、一方で、電力卸売市場の価格も全体的に上昇しています。

しかし、現時点では事業計画の見直しやコストダウン等の内部の努力により、費用の上昇分を吸収できると考えているので、違約金発生のおそれなどもあることから、直ちに売電単価を変更することは考えていません。

あわせて工業用水道事業への影響についてです。

工業用水道料金については、国の制度に基づき、総括原価方式で料金を決定しています。平成16年度の料金設定以降は、景気の変動等によって営業費用の増加や収益の減少が生じたことはありましたが、利益が確保できてきたので、料金を変更するまでには至っていません。

ウクライナ情勢等による物価高によって、営業費用の上昇が見られる部分もありますが、現時点ではこれまでと同様に事業計画の見直しやコストダウン等の内部の努力によって利益が確保できると見込んでおり、直ちに工業用水の単価を変更することは考えていません。

続いて、2点目の電気事業における一般競争入札への移行に伴う方策についてです。

現在の契約を締結した平成20年当時は、電気事業法により売電先が限定されていたので、本県においては九州電力1社と長期安定的な内容で随意契約したものです。売電価格は、総括原価方式により発電に要する費用に一定の利益を加えて算出しています。

その後、東日本大震災を受け平成28年に法が改正され、現在は県内外に複数の売電先が存在することから、令和8年度以降の契約では、収益の向上や安定性を前提に入札による契約を検討することとなります。

その際には、電力の地産地消による県内企業や県民への安定供給の確保とか、地場産業の育成の視点も含めるとともに、市場や国及び他県の動向等も踏まえて検討を進めていくこととしています。拡大するグリーン電力の需要に対応し、県勢の発展に向け、地方公営企業としての役割を果たしたいと考えています。

続いて、3点目の工業用水道事業における経営安定化に向けた具体的な対策についてです。

今年1月の日向灘地震では、青崎地区の配管

が漏水し、一時的に一部の給水を停止することとなりましたが、このような事態を事前に想定し、災害の復旧に必要な資材を平成28年度から備蓄してきました。その結果、迅速に対応し、早期に復旧しました。

加えて、災害への備えとして、施設の老朽化対策や耐震化工事を計画的に実施するとともに、給水ネットワークを活用した隧道の内部点検等を順次実施することで、工業用水の安定的な供給体制を構築しています。また、ウクライナ情勢の影響等によるエネルギー単価の高騰により営業費用は増加していますが、現時点では事業計画の見直しやコストダウン等の内部努力によって吸収できるものと考えており、引き続き収支への影響を注視しています。

このように経営戦略やアクションプランに基づく計画的な設備の更新等によって施設の強靱化を図るとともに、経営環境の変化に柔軟に対応することによって経営の安定化を進めていきたいと考えています。

それから、4点目のインボイスの登録についてです。

インボイス発行事業者の登録を受けるかについては、国の制度上、事業者の任意なので、企業局については今のところ事業者を指導するか、そういったことは考えていません。

企業局については、地方公営企業として営んでいる課税事業者で、仕入税額控除を受ける必要があります。そういった影響は若干あるというところですが。入札参加資格等については、契約履行の確実性や工事等の品質を担保することを主眼に置いたものと認識しているので、現時点では企業局として改めて何か対応することは予定していません。

それと、税抜き表示と税込み表示があるという御指摘ですが、これについては地方公営企業法、それからその下の規則等により、表示の方法まで定められているので、それに従って処理をしています。

堤委員 最近、物価高騰対策で電力会社に補助金を出そうかという話が出ていますよね。そうした場合、九州電力の売電単価等の影響はある

のか。元を補助するから、そういう影響はあるのか。

さきほどの消費税の関係で、この決算書を見ても、企業局が一体消費税をどれぐらい負担しているのか、色々見たとしてもちょっと分かりにくいですね。課税事業者で課税仕入はインボイスがないと当然経費に落とされないから、その点では問題認識はあるようですね。企業局が入札するのは多分1千万円以上の業者が多いと思うけど、調べた結果、課税事業者を含めて全国で300万社あるけど、インボイス登録事業者が3割か4割ぐらいしかいないよね。そういう課税事業者を含めたインボイスの取得を企業局としても要請しない認識でいいのかどうか。つまり取得を早くしなさいということをや請しない認識でいいのか。その二つを聞かせてください。

衛藤総務課長 まず、1点目の国の補助金についてですが、企業局（当方）も情報としては電気事業者に補助金を出すという報道がされている程度しかまだ認識をしていません。

県が事業者に対して高い単価で売電した場合には、その分が結局消費者に転嫁されることも考えられるので、そのあたりは慎重に注視しながら対応していきたいと考えています。

それから、インボイス登録が現在4割程度しか進んでいないと思いますが、例えば、企業局の昨年度の入札実績を見てみると、工事の落札者については全て課税事業者でした。ただ、企業局の入札参加資格は県の入札参加資格を有していることを条件としているので、そのあたりも含めて今後検討していくことになると思います。

税負担が増える可能性がある一方で非登録事業者の入札への参加の機会が失われる可能性も今後出てくるので、県がそのあたりは慎重に検討していくと考えています。

堤委員 だから、消費税が一番心配されるよね。結局1千万円以下、1千万円を超える業者を含めて企業局として強く要請はしないことをぜひ踏襲していただきたい。このことは要請して終わります。

河野委員長 ほかに、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

末宗委員 さきほどの説明で、松岡太陽光発電所の収入が減ったのは日射量が減ったからという説明があったけど、これは本質が違って、言いにくいから日射量の減で収入が減ったという説明をしたんよ。それは間違っているということ。確信に近く僕は思っているけど。

それともう一つは、大野川発電所で利益が相当出るはずだけど、あれは県がやってほとんどの法規制をクリアして、民間がやるのと全然違うから、いくら投資して年間でいくらもうかるのか。どっちみち20年はこの制度だろうから、何倍ぐらいもうかるのかという損得勘定を1回お聞きしたいけど、正確に教えてもらえんかね。

衛藤総務課長 では、まず1点目の太陽光発電の日射量に伴う発電量の件が正しいかどうかの御指摘ですが、昨年度の日射量が前年比で92.2%ということもあって発電量が減少し、単価40円なので、その割合と同じだけ収入が減ったということ。

それから、あと1点が必要に対し、発電量が多い場合に出力抑制がかかる事情もあります。令和3年度は年間で27回ありました。1回当たり二十数万円程度になりますが、令和2年度は21回で、その差6回分の影響も若干あったと考えています。

それから、2点目の大野川発電所の収支については、20年間で固定価格買取制度の期間になるので、年間の供給電力量7,300万キロワットアワーで計算した場合、20年間の売電収入は約350億円と見込んでいます。

それから、費用については、建設事業費で約70億円投じており、20年間の維持管理費を約80億円と見込んでいるので、収入350億円に対し建設費を含めた費用が150億円と試算しています。

末宗委員 大野川は大体分かりました。

日射量が92.2%というのは、ちょっと答弁がよく分からなかった。1年間の日射量を言っているのか、出力抑制を除いた分を言っているのか。本質は21回と27回の出力抑制。そ

の前は余りなかったから、出力抑制の分だけ減ったんだと僕は思う、本質がね。そしたら、今度、それが日射量で減ったと報告して、監査委員はみんな何もなおおむね良好で終わったけど、出力抑制をやっているのは九州電力や。九州電力に水力発電から何から買ってもらっているから、九州電力の名前をあえて出さなかったのかを聞きたいわけよ。九州電力が原因で収入が減っているはずなんよ、100%ね。それを何で九州電力が出力抑制するからと素直に言わないのか。僕が聞きたかったのはそこなんよ。

衛藤総務課長 今の御指摘についてですが、出力抑制の影響よりも、年間の日射量が9割程度まで落ちたと。92.2%まで落ちた方を企業局としては主として考えているところで、監査意見書の方に……

末宗委員 ちょっと委員長、質問は日射量は1年間を言っているんよ。こっちは1年間を言っているか、出力抑制をどうしているのかどうか数字も何も出ないから分からないんよ。日射量が365日で言っているのかどうか分からない。

衛藤総務課長 日射量については年間で、出力抑制のかかった日も含めた年間の日射量の対前年度の比較です。

末宗委員 あえて聞くけど、収入が前より2年間減っているわけよね。今言ったのは、その前の年のことを言った。その前の年は言っていないんよ。日射量も何にも数字的に出てこない。僕もそういう事業をやっているから明らかに分かっているわけよ、そこらあたりは。いや、説明している課長がそこまで知らないならしょうがないよ。僕は原因も何もかも分かっているわけよ。だって、出力抑制が一番天気の良い日にやるわけよ。出力抑制をやるのは、大体普通の日の上よ、2.5倍ぐらい。最初は日曜日だけやった。それが土日になって、平日になって、その一番天気の良い日にやるから出力抑制でこたえるわけやけど、それを実施するのは九州電力よ。関係なく決めていくんだけどね。九州電力のせいで収入が減ったことは言われたいわけ。日射量も調べて、3年前とずっと同じ。

日射量は過去10年間ほとんど平均して変わらないはずなんだから。そのデータも何も出さなくて、そういう説明をするから合点がいかん。ちょっと監査委員はどうかね。それをおおむね良好と言ったのは。

長谷尾代表監査委員 出力抑制が令和3年度27日間あったのは承知しています。それがどの程度数値に影響するかは、ちょっと私、今答弁できる資料を持ち合わせていません。ただ、全体として、電気事業は大野川発電所の発電再開によって収益が向上していると申したわけです。

河野委員長 ほかに、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

河野委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

河野委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

河野委員長 別にないので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって企業局関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔監査委員、企業局、委員外議員退室〕

河野委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの企業局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見、要望事項等があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

河野委員長 特にないので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

河野委員長 それでは、そのようにします。

以上で、企業局関係の審査報告書の検討を終

わかります。

暫時休憩します。

午前 11時08分休憩

午後 1時01分再開

馬場副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、病院局関係の審査を行います。

執行部の説明は要請した時間の範囲内となるよう、要点を簡潔明瞭にお願いします。

それでは、病院局長及び関係者の説明を求めます。

井上病院局長 病院局長の井上です。委員の皆様におかれては、日頃から病院事業の運営に対して御理解、御支援をいただき、お礼を申し上げます。

本日は、病院事業に係る決算について御審議いただきますが、何とぞよろしく申し上げます。

初めに、決算特別委員会の審査報告書に対する措置状況について報告します。

タブレットファイル3の1決算特別委員会資料(病院局)の3ページ又は、お手元の紙資料の1ページをお開きください。

左の欄、審査報告書の指摘事項にある①保健所職員及び県立病院医師の時間外勤務縮減についてに対する県立病院の取組状況について説明します。

右の欄、措置結果を御覧ください。

当院は、周産期医療や小児、救急医療、精神科救急などの提供に加え、新型コロナウイルス感染症患者の受入れと治療にあたっています。このような中、診療に従事する医師は応召義務の意識が非常に強く、時間外勤務を行う勤務形態になりがちで、時間外勤務の縮減は取り組むべき課題であるとともに、本課題の解決は極めて難しいと認識しています。

そこで、時間外勤務縮減に向け、まずは出退勤時間を正確に把握することから始めていこうと、令和2年度から勤怠管理システムを導入しました。加えて、医師が院内に滞在する時間について、超過勤務と自己研鑽を切り分けるために業務実態の正確な把握を始めました。

今後、部下の労務管理を行う立場にある各診療科部長に業務実態を把握していくよう働きかけ、医師全体の働き方改革に取り組みたいと考えています。あわせて、看護師や医療秘書など他職種への業務のタスクシフトを推進し、医師の負担軽減に取り組んでいます。

今後とも医療の質を維持しながら、病院一丸となって医師の働き方改革を推進し、県民医療の基幹病院としての役割を果たします。

次に、決算の説明に入ります。

タブレットは4ページ、紙資料は2ページをお開きください。令和3年度病院事業の取組状況を記載しています。

この主な内容について説明します。

当院は、県民医療の基幹病院として、新しい時代に対応した質の高い医療を提供するため、平成31年度から令和4年度までの4年間を対象期間とする第四期中期事業計画を策定し、挑戦と継続～県民に支持される病院を目指して～を基本理念に、地域医療構想を踏まえた本院の果たす役割など五つの柱の下、取組を進めています。

まず、1の大分県地域医療構想を踏まえた当院の果たす役割については、当院が高度急性期・急性期医療を提供する役割を担う中部医療圏では、今後も入院患者数が増加するとともに、周辺医療圏からの患者流入も見込まれるので、これらの患者に対応する役割を担いながら、時代のニーズに対応するよう努めています。

次に、2の県民の求める医療機能の充実について、周産期医療ではNICUの増床や新生児回復病床の整備、がん医療では外来化学療法室の病床拡大やゲノムセンターの設置など、高度専門医療の体制強化に取り組んできました。

今後は、ロボット手術などの最先端医療技術導入の具体的な検討を進め、県民の求める医療機能の充実に努めます。また、当院は政策医療の提供にも取り組んでおり、新型コロナウイルス対応では感染症指定医療機関としての役割を果たすとともに、令和2年10月に開設した精神医療センターでは、精神科急性期患者の受入れや、身体合併症患者に対する専門的医療の提供を行っ

ています。

タブレットは5ページ、紙資料は3ページをお開きください。

3の良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応については、良質な医療を提供するため、より一層の看護体制の拡充やチーム医療の推進など、高い専門性をいかすことのできる体制づくりに取り組むとともに、タスクシフト等、職員の働き方改革を進めることでより一層医療の質を確保できると考えています。

次に、4の地域医療機関等との医療連携については、患者総合支援センターを中心に、入院前には患者や御家族が戸惑わないよう入院前支援における多職種連携を行い、また、退院後も転院先医療機関にスムーズにつながるよう退院時の転院先医療機関との調整を行うなど、切れ目のない相談、支援体制の充実に努めています。

最後に、5の経営基盤の強化については、外部有識者を含めた経営改善推進委員会での経営状況の検証及び評価、院内会議での稼働目標の達成状況のモニタリングなど、幹部と現場が一体となって経営基盤の強化に取り組んでいます。

収入の確保に向けては、地域の医療機関と連携を深めて紹介患者数を確保し、短い在院日数で、高度専門医療、急性期医療を提供することで、より高い診療報酬を得るように努めています。一方、経費の削減に向けては後発医薬品の導入を推進するとともに、薬品の価格交渉に専門的なアドバイザーを加え、目標とする値引率を達成することや価格の有利な医療材料を選定し、共同購入も行うことなどにより費用の削減に努めています。

今後とも、県民の安心安全を医療面で支えていくとともに、持続可能な経営基盤の確立に向けて、一層努めます。

次にタブレットは6ページ、紙資料は4ページをお開きください。決算状況の概要です。

令和3年度は、前年度より入院、外来ともに患者数が増加しましたが、依然として新型コロナウイルス感染症の拡大による入院調整や受診控えなどの影響があり、これまでの経験をいかした入院調整などにより収益は前年度より持ち直したも

の、医業収支が前年度に引き続き赤字になるなど、病院経営は厳しい年度となりました。

しかしながら、精神科救急、合併症入院料や夜間100対1急性期看護補助体制加算の新たな算定など、診療単価の向上による収益改善に取り組むとともに、新型コロナウイルスの感染拡大が継続し、その対応にも尽力した結果として新型コロナウイルス感染症関連の補助金を受けたことなどで、最終損益では10億8,800万円の黒字を確保することができました。

以上で、決算状況の概要についての説明を終了します。

塩月病院局次長兼県立病院事務局長 大変恐れ入ります。お手元に正誤表をお配りしていますが、参考資料であるタブレットのファイル3決算審査資料（病院事業会計）、紙資料は令和3年度企業会計決算審査資料（病院事業会計）の一部に数値の誤りが生じています。木田委員に御指摘をいただきました。おわびして訂正します。

それでは、県立病院の組織及び事業概要について御説明します。

タブレットはファイル3の2病院の概況（病院局）をお開きください。紙資料は、お手元にお配りしている冊子、病院の概況を御用意ください。

タブレットは6ページの左側、紙資料は3ページをお開きください。病院の組織機構について御説明します。

本院の診療科部は循環器内科部をはじめとする25科部、中央診療部門は放射線科部などの11科部、医療技術部門は薬剤部などの5科部、看護部、事務局、管理室等、がんセンター、総合周産期母子医療センター、循環器センター、精神医療センターとなっています。

タブレットは9ページの右側、紙資料は6ページをお開きください。

職員の状況として、令和4年4月1日現在の職員数を記載しています。一番上の医師188名のほか医療技術職、看護師、事務職等、合計1,108名が当院の職員総数です。

タブレットは18ページの左側、紙資料は1

5ページをお開きください。施設の主なものについて御説明します。

病院本館については、地上10階建てで屋上にはヘリポートを備えています。本館1階、2階には、主に各診療科の外来部門や患者総合支援センター、救命救急センターの初療室、周産期センターの外来部門、別棟の精神医療センターなどがあります。4階から9階が病棟で、6階から9階は一つの階につき東西二つの病棟を配置しています。病棟ごとの診療科は、用途の欄に記載のとおりです。

タブレットの右側のページ、紙資料は16ページを御覧ください。

上の表の下から2番目の欄にある三養院は、病床数は6床で、県内唯一の感染症専門病棟であり、今回の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、多数の重症患者を受け入れています。

次に、タブレットは27ページの右側、紙資料は24ページをお開きください。主要な医療機器で取得価格1千万円以上を記載しています。

タブレットの28ページの左側、紙資料は25ページをお開きください。令和3年度に取得した機器で最も高額なものは、81番放射線技術部のMRIです。

次に、タブレットは右側のページ、紙資料は26ページを御覧ください。一番上の表、(1)許可病床数は614床のうち一般病床が566床、精神病床が36床、感染症病床が12床です。一番下の表、(3)入院患者延数、新入院患者数、病床利用率、平均在院日数の欄を御覧ください。表の一番下の行が令和3年度の数値ですが、一般病床の入院患者延数は14万4,520人、病床利用率は78.3%、平均在院日数は11.2日となっています。

新型コロナ感染症の重症患者受入れなどの影響を受け、一般病床の患者数が前年度より1.3%減少し、病床利用率も1.0ポイント低下しています。

次に、タブレットは30ページの左側、紙資料は27ページをお開きください。

資料中ほどの(6)外来患者延数、1日平均診療人数、新規外来患者数の欄を御覧ください。

令和3年度の外来患者延数は19万9,939人、1日の平均診療人数は826.2人となっており、外来については患者数が前年度より13%増加しています。

以下、タブレットの34ページ、紙資料の31ページまでは診療科別外来患者延数やドクターカーの活動件数などの活動実績等を記載しています。簡単ですが、病院の概況の説明を終わります。

次に、令和3年度決算について御説明します。タブレットのファイル3の1決算特別委員会資料(病院局)の7ページ、紙資料は5ページをお開きください。4の決算状況報告について御説明します。

(1)決算報告書(収益的収入及び支出)です。上の表、収入の部ですが、右から3番目税込決算額の欄、上から2行目にあるように第1項医業収益は177億8,376万7,849円です。その下、第2項医業外収益は25億4,828万6,866円です。その下、第3項特別利益は5,226万4,875円です。以上、合計した病院事業収益は一番上の行にある203億8,431万9,590円となっています。

次に下の表、支出の部ですが、右から3番目の税込決算額の欄、上から2行目にあるように第1項医業費用は190億9,986万1,232円です。その下、第2項医業外費用は1億1,493万2,180円です。その下、第3項特別損失は332万5,582円です。

以上、病院事業費用の決算額は、一番上の行で、合わせて192億1,811万8,994円となっています。

次にタブレットは8ページ、紙資料は6ページをお開きください。

(2)決算報告書(資本的収入及び支出)の状況です。まず上の表、収入の部ですが、右から3番目税込決算額の欄、上から2行目にあるように、第1項企業債は4億円です。その下、第2項負担金は4億5,367万3千円で、これは企業債の元金償還に係る一般会計からの繰出金を受け入れたものです。その下、第3項補助金は1億1,066万3千円で、これは新型

コロナ感染症対策の医療機器購入に係る補助金です。以上、資本的収入の決算額は、一番上の行で、合わせて9億6,433万6千円となっています。

次に下の表、支出の部ですが、右から4番目税込決算額の欄、上から2行目にあるように第1項建設改良費は8億5,314万2,981円で、これは医療機器の購入や非常用電源装置の更新工事等に係るものです。その下、第2項企業債償還金は10億9,912万8,840円で、これは病院施設整備や医療機器購入等のために借り入れた企業債の元金償還金です。その他、他会計からの借入金償還金1,957万円と国庫補助額の確定に伴う補助金返還金142万9千円を合わせた資本的支出の決算額は、一番上の行にある19億7,327万821円となっています。

次にタブレットは9ページ、紙資料は7ページを御覧ください。(3)損益計算書の内容について御説明します。

まず、医業損益です。入院や外来収益などの1の医業収益は、金額欄真ん中の一番上にある177億6,725万3,706円に対して、給与費や材料費など、2の医業費用はその下182億5,137万9,881円となっており、差引は一番右の欄にあるように4億8,412万6,175円の損失となり、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響を受け、昨年度に続いて本業での赤字を計上しています。

次に、医業外損益は一般会計からの負担金繰入や、新型コロナウイルス感染症の入院医療機関に対する補助金収入など、3の医業外収益が金額欄の真ん中、上から3段目の25億3,770万7,275円に対して、企業債の支払利息などの4の医業外費用は、その下10億1,262万8,261円となっており、差引は一番右の欄にあるように15億2,507万9,014円の利益となっています。その結果、医業損益と医業外損益を合わせた経常収支は、一番右の欄の上から3段目10億4,095万2,839円の黒字となっています。

次に、5の特別利益は金額欄真ん中の下から

2段目5,102万5,523円となっており、その下6の特別損失は332万5,582円、差引は一番右の欄にあるように4,769万9,941円の利益となっています。

以上により、一番右の欄の下から3行目の当年度純利益は10億8,865万2,780円となり、繰越利益剰余金37億2,165万3,083円を加えた当年度未処分利益剰余金は48億1,030万5,863円となりました。

なお、タブレットの10ページ、紙資料の8ページは個人医業未収金の状況及び対策を、タブレットの11ページ、紙資料の9ページは一般会計負担金等の状況を、タブレットの12ページ、紙資料の10ページは損益及び一般会計繰入額の推移を、タブレットの13ページ、紙資料の11ページは平成29年度から令和3年度までの比較損益計算書を記載しています。

以上で令和3年度決算の説明を終わります。

続いて、行政監査及び包括外部監査の結果と措置状況について報告します。病院局は昨年度の包括外部監査については対象となっていないので、行政監査について御説明します。

タブレットは14ページ、紙資料は12ページをお開きください。行政監査結果の概要です。

令和3年度の行政監査では、県が関与する任意団体の状況についてをテーマとして、任意団体の規約等規定の整備や総会の運営、経理処理は適正に行われているか等の視点で監査が行われ、県全体で23件、そのうち病院局は1件の監査結果をいただいています。

それでは、監査結果のうち病院局に関する項目について御説明します。

タブレットは15ページ、紙資料は13ページをお開きください。

左の欄監査の結果にあるように、規約等規程の整備運用について、事務決裁に関する規程が整備されていなかったとして1件指摘を受けたものです。

右の欄の講じた措置の内容を御覧ください。指摘のあった任意団体に指導を行い、事務決裁規程の整備を行っています。

馬場副委員長 次に、決算審査等の結果につい

て監査委員の説明を求めます。

長谷尾代表監査委員 令和3年度大分県病院事業会計決算に係る審査について、監査委員を代表して説明します。

お手元のタブレット資料番号4、令和3年度大分県公営企業会計決算審査意見書の7ページ、紙資料の1ページをお開きください。

第1審査の概要については、午前中の企業局と同様なので省略します。

次に、第2審査の結果についてです。病院局の決算書その他決算関係書類は、審査した限りにおいて法令に適合し、かつ正確であることが認められます。また、予算の執行、収益費用及び財産に係る事務についてはおおむね適正に処理されていると認められます。

次に審査意見ですが、タブレットの11ページ、資料の3ページをお開きください。1審査意見です。

(1) 経営成績及び財政状態ですが、令和3年度の病院事業は収支の黒字を継続し、収益性及び短期長期の財務の安全性も保たれていることから、経営成績、財政状態ともにおおむね健全であると考えられます。

(2) の総合意見ですが、令和3年度は、がんゲノム医療中核拠点病院である九州大学病院の連携拠点病院としての取組開始や、がんゲノム医療外来の開設及び高性能な3テスラMRIの導入など、病院の様々な機能の充実が図られています。

新型コロナウイルス感染症による受診控え等により減少した入院患者数や外来患者数は前年度に比べ増加し、入院、外来ともに診療単価が上昇していることもあり、医業収益も増加しています。精神医療センターなどの職員増加に伴う給与費の増加等により医業費用が増加していますが、感染症関連の国及び県補助金の受入れなどにより医業外収益が大幅に増加し、全体として平成27年度以降連続で当年度純利益を計上しています。

今後とも、地域医療の要として求められる新しい高度専門医療を提供し、県民に支持される病院経営を行う必要があります。そのためには、

最先端の医療技術の導入を進めながら高度医療による入院及び外来患者の増加や診療報酬の高い加算を取得するとともに、予算執行の効率化や費用の削減等経営基盤の強化を推進しなければなりません。また、現在多額の新型コロナウイルス感染症関連の補助金等を受け入れていますが、感染症収束後を視野に入れていくことも重要です。

なお、未処分利益剰余金については大幅に増額しているため適切な運用を図るとともに、今後の施設改修に備え建設改良積立金による管理等を検討することが望まれます。

これらの取組を通じ、持続可能な病院運営に邁進するよう要請しました。

以上で、大分県病院事業会計決算の審査意見についての説明を終わります。

馬場副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔明瞭に答弁願います。

事前通告が2名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。**堤委員** 連日、コロナ対策で本当に疲弊されていると思いますが、気を付けて頑張ってくださいと思います。

早速、医療スタッフとの関係ですが、さきほど局長からも、措置状況報告書の中で大変難しい課題であるという認識を示されていますが、ICカードの出退勤管理システムが導入されているのかと、その管理をどのようにしているか。過労死ラインの月80時間超えの医師とか看護師はまだまだいると思いますが、今その状況はどうなっているのか。

二つ目はインボイス制度の関係ですが、当然病院局の場合には、非課税と課税が交ざっているわけですが、仕入れ等でお金をもらったときにインボイスを発行せにゃいかんとか、外注とかの入札参加がどういう状況かちょっと分かりませんが、入札参加資格等でインボイスの登録を求めるようになっていないのか。今後どうす

るかは未定と聞いていますが、未定という状況がよく分からないので、どういう意味なのかお伺いします。

首藤総務経営課長 コロナ禍における医療スタッフの超勤についてお答えします。

病院局の出退勤管理システムには、全職員の名札にICチップが入っており、病院の出入口及び各階に設置しているカードリーダーにかざすことで出勤時間と退勤時間が把握できる仕組みになっています。その管理は事務局総務経営課が行っていますが、医師や看護師等の出退勤時間の実績をデータ化し、医師の時間外勤務80時間を超える月が連続しないよう、本人と診療科部長などにフィードバックを行い、注意を呼びかけるなどの工夫を行っています。

令和3年度に当院で勤務した全医師188人中、月80時間超えの医師は実人数80人、延べ人数で347人、看護師で月80時間を超える職員はいませんでした。100時間超えの医師は実人数で36人、延べ135人です。緊急医療を行う循環器内科や小児科などの医師の超過勤務が目立つ状況になっています。

コロナ禍が急拡大した際、医師については時間外勤務に大きな動きや差はありませんが、子どものコロナ患者が入院するなど、小児科勤務看護師の超過勤務時間が増えるなどの傾向が見られました。医師の負担軽減となるため、認定を受けた実習研修を習得することで医療の特定行為が行える看護師を養成することや、医療事務補助を行う医療秘書の増員など他職種のタスクシフトを推進しています。

今後とも、県民医療の基幹病院として役割を果たすとともに、安全で良質な医療を提供できるよう、業務量に応じた適正な職員配置に努めます。

石垣会計管理課長 インボイス制度について回答します。

これまでの当院の入札実績を見たところ、参加者は全て課税事業者となっています。なお、病院局の入札においては、県の入札参加資格を有していることを参加条件としています。10月から入札参加資格にインボイスの登録を求め

るかについて、当院は既に登録を終えています。全国的な登録状況、あるいは知事部局の対応状況等を見ながら対応は検討していきます。

堤委員 インボイス制度の関係で、1千万円以上の業者が入札参加資格に入ってくるでしょう。ただ、その2次3次の下請は、1千万円未満の免税業者もいますよね。病院局から登録を求められるから、ぜひ2次3次も取りなさいという縦の流れをつくらないでほしい。病院局は独立して、登録を強制しないと捉えていいのか、もう一遍最後に聞きます。

それと、医師の100時間超えは延べでも135人いるということは、やはり現場が大変忙しい状況だと思います。医師が倒れたら何にもならないわけですからね。そういう点ではICチップの出退勤管理をしているから、ぜひそれを分析し、本当に人数が少なければ養成して医者数を増やすとか、積極的に要望として上げていただきたいけれども、そこら辺はどうですか。十分今足りているとか、やはり足りないという判断があれば教えてください。

井上病院局長 医師の確保ですが、100時間を超えている医師は、確かに委員御指摘のとおり、こちらの報告でも申したとおりです。

さきほども申しましたが、とにかく医師は応招する意識がとても強く、とにかく求められれば働く。時間外勤務が長時間となっていますが、実際は調べものとかいろいろするわけです。それが業務にあたるのか、医療の質の向上のための自己研鑽なのかを分析しながら切り分けていきます。だから、今やれることは切り分けていくことと、それから連月100時間を超えることがないように、次の月は休めるように対応するのが今の現実です。それを進めていくことで次第に見えてくる、あるいは解決できることも増えてくると思います。

一方では激務である診療科——循環器内科や小児科では、できるだけ医師の数を増員、確保できるよう、少しずつですが、いろんなところをお願いしながらやっています。ただ、どんどん医師を確保できる状態ではありません。何とか今の医師を減らさないようにするのが現状で、

その辺を何とか踏ん張っていきたいのが実情です。

石垣会計管理課長 インボイスへの登録はあくまで任意なので、病院としてこれを強制的に事業者に求めることは、今のところ考えていません。

藤田委員 私から1点、周産期母子医療センターの現状について伺います。

アルメイダ病院が周産期母子医療センターを閉鎖して、令和2年度から県内のNICU病床は5施設27床から4施設24床へ縮小されていますが、その後、大分県立病院への影響や令和3年度の運営状況、また今後の課題について教えていただきたい。

佐藤病院長 当院では、委員御指摘のように、令和2年度からの県内の周産期医療について、周辺の病院も含めてかなり議論してきました。その結果、令和2年4月から当院のNICUを9床から12床に増床とするなどして、周産期医療の安定確保に努めています。

実際に患者数を見てみると、これは新生児科ですが、令和元年度が391人、令和3年度が438人で、アルメイダ撤退以降の3年間で10%ぐらいの患者数の増加が起っています。また、当然妊産婦を他の病院にということもありますが、これに関しては、この3年間の推移が約1.8倍です。これは母体搬送ですが、一つはコロナの感染で、コロナ患者が県立病院に集中したため、新生児科が1割増、妊産婦は15%増ぐらいの負荷がかかっていると考えます。ここで、令和2年度以降のNICUの病床利用率が最も問題になりますが、令和2年度が97.3%、令和3年度が97.6%と満床に近いものの、当初危惧された100%を超えて、例えば、県外搬送とか搬送先が見つからない事態は全く起こっていないものと確認しています。

とはいえ、地域の3施設周産期センターと連携を取りながら母体搬送、新生児搬送がスムーズに行えるよう、現在も頑張っています。引き続き、ネットワークを確保する気構えで定期的に連絡を取りながら、あるいは急激な搬送例が生じたときには、ホットラインのようなもので

搬送先を決める運用をしています。

藤田委員 私の孫が3人とも県病の周産期医療センターでお世話になり、昨年は孫の長男が1か月早産になりました。今年はその弟、妹となる双子が入り、5月の終わりから子どもも含め2か月お世話になっていました。私も時々周産期医療センターにお邪魔しますが、本当に患者、御家族の出入りもあり、説明のあった97%の病床使用率のとおり常にいっぱいの状態だと、入院していた娘からも聞いていました。

特に今回、代表質問で河野議員も質問していましたが、多胎出産や高齢出産が増加することによって、この周産期医療は非常に重要な役割を果たすと思います。今のお話を聞く中で、さきほど堤委員の話もありましたが、産科、小児科の医師、あるいは看護師、そして病床の確保はこれから先に向け、今の状況ではちょっと満床に近い状況で、万が一これが重なったとき、本当に周辺と連携が取れるのかという気がしますが、その辺の認識は現場サイドでどのように感じていますか。

佐藤病院長 私の前のポジションが周産期センター長でしたので、現在も当部署とは非常に危機感を持ちながらいつも話をしていますが、さきほど97%と申しましたが、一方で、この数字はピンポイントで100%を超えるタイミングもあることを意味しています。常時受け入れるベッドがないということではありませんが、看護スタッフ、医師はこれに見合う勤務をしています。

やはり今後、さきほど病院局長が申したように小児科、新生児科、産科、救急部署の働き方改革が必要です。医師、看護師の負担軽減という意味では、例えば、電子カルテのオートマチック化、あるいは医療秘書の活用です。それからたらい回しとか、数件の病院を行き来することがないように搬送ルートを有効に使うなど、救急隊との綿密な連携や、新生児に関しては、当院はカンガルー号——新生児搬送車があるので、その辺の媒体を有効に活用し、無駄な動きがないように対応しています。それから一人の医者、看護師に勤務が集中し、残業が重なるこ

とがない勤務体制を、部長あるいは師長が綿密に管理しながら運用していくことでしのごうと動いています。

今後は、藤田委員がおっしゃるように、やはり医師、医療秘書、看護助手に加えて看護師の確保、これは一人でも二人でも確保していくことが、そのまま一人の医者、看護婦に対する負担の軽減につながるの、働きかけを続けていきます。

井上病院局長 委員御指摘の、今後を見据えたスタッフの確保ですが、今、院長が申したとおりですが、私の立場でできることとして、新生児、小児に関しては九州大学と大分大学から医師を派遣していただいています。この両方からできるだけ医師を派遣いただくように、毎年お願いして交渉しながら、大分県立病院の役割を強調し、最後のとりでということを生懸命言ってきました。そのかいもあって、二つの大学からは十分理解を得られていると思っています。

現状では、周産期医療施設を持っているほかの病院に比べると比較的恵まれています。これで満足というわけではないですが、ほかにももっと厳しい病院はいくらでもあると理解しています。さきほど院長が申したように、タスクシフトや電子化による効率化などによるスタッフの負担軽減など、いろんな支援をしながら医師の数を少しでも増やしていく、これは本当に地道に行動するしかありません。一番は、やはりこういう医療に興味を持つ、一生を捧げてもいいという医師を一人でも増やすことが非常に大事なので、医療の内容の魅力を示す。それともう一つは働き方改革です。燃え尽きるような勤務環境ではないことを示す。この二つが非常に大事と思いながら、いつも院長と話をしています。

藤田委員 入院していた者の身内としては本当に感謝しているし、絶大な信頼を置いています。現場の医師がこれ以上過負担にならないよう、病院あるいは県全体でも配慮していければいいなと思っています。引き続きよろしく願います。

馬場副委員長 ほかに、事前通告していない委

員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 事前通告が1名の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

守永委員外議員 大分県立病院事業会計決算書の21ページですが、病院事業費用の医業費用の経費の中で、委託料として15億2,469万3,791円とありますが、どのような業務についての委託料であるか、委託契約期間も含めて教えてください。

委託業務について、人件費を主な内容とする委託費であれば、委託契約後の最低賃金の大幅アップなどがなされていますが、人件費部分について見直しなど、契約額の変更等の事例があれば状況を教えていただきたいと思います。

石垣会計管理課長 委託契約の主なものとして、診療報酬請求などを行う医療事務が令和2年10月から3年間の契約で契約金額が年額2億2千万円、清掃等の業務が令和3年7月から3年間の契約期間で年額1億3,900万円、施設維持管理業務が令和元年7月から3年間の期間で年額1億3,600万円といったものがあります。

契約に伴う人件費の単価については、最低賃金で積算していないので、大分県建築保全業務労務単価や事業所の見積単価に基づいて積算をしている関係で、契約途中で人件費の見直しに基づく契約額の変更はありません。

なお、人件費の見直しではありませんが、患者給食業務委託に関して、最近の食材価格高騰を勘案して、本年9月1日から1食当たりの単価を20円アップするといった変更契約を締結するなどしています。

守永委員外議員 最低賃金を上回った形での積算なので、その点、もし仮に賃金部分で何らかの理由で変更せざるを得ない状況が生じたときは、契約業者の申出によって変更は可能なのかを教えていただきたい。また、食材価格の高騰の関係で、変更したのであればそれは可能でしょうけれども、働く方の状況にぜひ注意を払っていただいて、県立病院で働く業者の方が働き

やすいと思える環境を維持していただきたいと思えます。

石垣会計管理課長 人件費の単価アップに伴う契約変更については、基本的に最低賃金を上回って入札が行われているという事実等、その後の賃金アップが契約額を上回っていなければ入札の関係もあるので、なかなか途中での契約変更は難しいかと思えます。仮に最低賃金を下回る事情となれば、当然そこは業者と協議をしていくことになろうかと思っています。また、食材の高騰以外の事情についてもコロナによる患者の減少とか、見舞客の制限などを行っている関係で、様々な配慮を今後とも業者に対して行っていきたいと考えています。

馬場副委員長 ほかに、委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 別にないので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって病院局関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔監査委員、病院局、委員外議員退室〕

馬場副委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの病院局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思えますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見、要望事項等があればお願いします。

堤委員 さきほど質問した超過勤務の件で、看護師は80時間で、100時間はないと。令和2年度と令和3年度を比べると、令和3年度の医師の100時間超えがかなり多くなっています。コロナという問題はあるのですが、その対策として今回、自己研鑽と実診療を分けるという方向を検討しているようですが、自己研

鑽も診療技術を上げるために必要な業務の一環ですよね。

だから、そういう分け方ではなく、やはり働き方改革として人を増やすとか、流動的に医師を異動させるとか、そういうところに力を入れながら、本当の意味での時間短縮をやっていたいただきたい。それが正に、医師の健康と精神的な状況の安定にもつながると思うので、その点を今回重点的に入れていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

馬場副委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 ただいま委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思えます。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、そのようにします。

以上で、病院局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室するので、しばらくお待ちください。

〔監査委員、会計管理者、委員外議員入室〕

馬場副委員長 これより、一般会計及び特別会計の決算審査を行います。

まず、決算の概要について会計管理者の説明を求めます。説明は要点を簡潔明瞭にお願いします。

廣末会計管理者 本日から令和3年度の一般会計及び特別会計の決算について審査いただきますが、これに先立ち私から全体の概要について説明します。

それでは、Side Books（サイドブック）の資料番号5番、ファイル名が大分県歳入歳出決算概要（資料1）により説明します。

タブレットの2ページ、紙資料では中央下に記載の1ページを御覧ください。令和3年度歳入歳出決算の総括表です。

まず、一番上の行の一般会計について申し上げます。一般会計の決算額は左から3列目、歳入総額（A）が7,964億9,827万2,952円、その右の歳出総額（B）が7,659億3,147万9,869円となります。この歳入総額から歳出総額を差し引いた額は、右側のページの一番左、歳入歳出差引額（C）欄にあるように305億6,679万3,083円となっており、これが形式収支となります。

この中には、翌年度へ繰り越した事業の財源が含まれているので、その二つ右側ですが、繰越財源額（D）の256億4,660万3,449円を形式収支額から控除したものが、一番右の実質収支額（C）－（D）で49億2,018万9,634円となっています。

恐れ入りますが、資料の最後のページに飛んでいただきたいと思います。タブレットの16ページ、紙資料では15ページ及び16ページを御覧ください。一般会計決算状況の推移について説明します。

左側の1歳入決算額・歳出決算額の棒グラフは、平成29年度から令和3年度まで5年間の一般会計の決算額の推移を表したものです。白抜きが歳入、網掛けが歳出となっています。なお、単位は百万円単位です。

グラフの一番右が令和3年度の決算額であり、さきほど説明したとおり、歳入は7,964億9,800万円で、数字横の破線の枠囲みに記載しているように、前年度に比べて581億1千万円、率にして7.9%の増となります。

歳出は7,659億3,100万円で、横の枠囲みにあるように前年度に比べ506億8,700万円、率にして7.1%の増となっています。

また、歳入と歳出の差し引きである形式収支は、グラフの上の枠囲みに記載のとおり305億6,700万円です。

次に、右ページ2のグラフを御覧ください。形式収支と繰越財源額の推移を示したものです。白抜きが形式収支を、網掛けがそのうちの翌年度への繰越財源額を表しており、この差が当該年度に属すべき歳入と歳出の実質的な差額を表

す実質収支額となります。令和3年度の実質収支額は49億2千万円の黒字となっています。

その下の3のグラフは、実質収支額の推移を示したものです。白抜きが毎年の実質収支額、その右の網掛けは前年度の実質収支額との差で単年度収支額を表しています。3年度の単年度収支額は5億9,100万円の黒字となっています。

恐れ入りますが、再度タブレットの2ページ、紙資料では1ページにお戻りください。

続いて、特別会計についてです。

上から3行目、11ある特別会計の決算額の合計ですが、左から3列目、歳入総額は2,708億4,240万9,364円、その右の歳出総額は2,686億6,496万6,058円です。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は、右ページの（C）欄のとおり21億7,744万3,306円となっています。この額から二つ右の繰越財源額（D）1億6,488万5千円を控除した実質収支額（C）－（D）は、一番右の欄20億1,255万8,306円の黒字となっています。

次に、タブレットの4ページ、紙資料では3ページを御覧ください。

令和3年度の一般会計歳入決算額調です。この表は歳入における県税から県債までの15の款ごとの内訳を表したものです。左から3列目の調定額（B）ですが、これは収入することを決定した額で、一番下にある合計欄のとおり7,986億2,779万9,618円となっています。

この調定額に対して、その右の収入済額（C）が歳入の決算額になります。この合計は7,964億9,827万2,952円となっています。調定額に対する収入済額の割合、収入率は右ページの左から3列目、一番下の欄にあるように99.73%となっています。

次に、収入済額のうち前年度と比較して増減額の大きなものを説明します。二つ隣の対前年度比較欄、二段書きの下の段に金額を示しています。

まず増額の大きなものは、一番上の県税が1

16億3,552万円余の増、その四つ下の地方交付税が210億3,817万円余の増、さらにその四つ下の国庫支出金が189億3,671万円余の増となっています。

増額の主な理由は、県税については新型コロナウイルス感染症の影響緩和に伴う企業業績の回復や個人消費の持ち直しなどにより、地方交付税については国税収入の増補正に伴い普通交付税の再算定が行われたことなどにより、また国庫支出金については新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び社会経済の再活性化に向けた取組に伴うものです。

また、減額の大きなものとしては上から七つ目の分担金及負担金が農林水産省関係の国直轄事業負担金の減などにより31億817万円余の減、その五つ下の繰入金で財政調整基金の取崩額の皆減などにより30億7,090万円余の減となっています。

次に、左ページの右端にある不納欠損額ですが、一番下の合計欄にあるように6億150万円余となっています。その主なものは一番上の県税の4億7,030万円余で、これは大口の滞納案件について、滞納処分の執行停止が3年間継続したことに伴う納税義務の消滅によるものなどです。

また、右ページの一番左側の収入未済額ですが、一番下の合計欄にあるように15億3,412万円余で、その主なものは県税の9億6,421万円余で、個人県民税などの滞納によるものです。

なお、県税については収入率が98.93%となっており、昨年度の98.69%を0.24%上回り、これまでで最も高い収入率でした。

次に、タブレットの6ページ、紙資料では5ページを御覧ください。

令和3年度一般会計歳出決算額調です。この表は、歳出における議会費から予備費までの14の款ごとの内訳を表したものです。左から3列目の支出済額(B)が歳出の決算額となります。一番下の合計欄のとおり7,659億3,147万9,869円です。

支出済額のうち前年度と比較して増減額の大き

きなものを説明します。右ページの右から2列目の対前年度比較の欄を御覧ください。

まず、増額の大きなものは上から四つ目、保健環境費が143億9,463万円余の増、また、その三つ下の商工費が228億4,893万円余の増となっています。

これらは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る経費や新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業向け資金の融資額の増や中小企業・小規模事業者事業継続支援金の創設などにより増加したものです。

また、減額では上から三つ目、福祉生活費が生活福祉資金貸付原資補助の減などにより120億5,666万円余の減、その三つ下の農林水産業費は国直轄事業負担金に係る償還費の減などにより47億6,671万円余の減となっています。

次に、表中央の翌年度繰越額(C)ですが、予算補正を行い議会の議決を経て繰り越す繰越明許費が一番下の合計977億2,541万円余、その右の事故繰越しが114億159万円余となっています。

繰越額の主なものは土木費、農林水産業費、商工費などで、これは国の補正予算の受入れや新型コロナウイルス感染拡大の長期化による社会経済の再活性化事業の実施時期の変更などによるものです。

その右隣の不用額(A) - (B) - (C)は一番下の合計欄306億4,978万円余で、その主なものは上から四つ目の保健環境費37億5,511万円余、その三つ下の商工費191億7,900万円余などです。これは事業費が見込みを下回ったことなどによるものです。

以上が一般会計についてです。

続いて特別会計の決算について説明します。タブレットの8ページ、紙資料では7ページを御覧ください。

特別会計歳入決算額調です。この表は11ある特別会計ごとの歳入決算額を表したものです。

左から3列目の調定額(B)は、一番下の合計欄のとおり2,718億6,964万137円です。これに対し、その右の収入済額(C)

は2, 708億4, 240万9, 364円で
調定額に対する収入済額の割合、収入率(C)
／(B)は右ページの右から3列目の一番下の
欄にあるように99. 62%となっています。

不納欠損額(D)は、このページの一番左の
欄ですが、合計は833万5, 739円で、主
なものは沿岸漁業改善資金特別会計の826万
円余で、その内容は主たる債務者及び連帯保証
人の破産等に伴う権利の放棄によるものです。

その右の収入未済額(B)－(C)－(D)
は、一番下の合計10億1, 889万5, 03
4円で、その主なものは中小企業設備導入資金
特別会計の8億9, 955万円余で、主に貸付
金元利金の償還未済によるものです。

続いてタブレットの10ページ、紙資料では
9ページを御覧ください。

特別会計歳出決算額調です。この表は11あ
る特別会計ごとの歳出決算額を表したものです。

特別会計の歳出決算額は、左から3列目の支
出済額(B)で、一番下の合計2, 686億6,
496万6, 058円となっています。

その右の翌年度繰越額(C)は、繰越明許費
のみで一番下の合計7億2, 664万2千円で
す。内訳は、下から二つ目にある港湾施設整備
事業特別会計が5億8, 688万円余で、工事
に係る不測の対応や関係者等との協議調整に日
数を要したものです。その下の用品調達特別会
計が1億3, 975万円余で、これは繰越事業
に係る用品調達によるものです。

また、右ページの中ほどの不用額(A)－
(B)－(C)は、一番下の合計で18億3, 7
91万6, 942円となっており、その主なも
のは、上から六つ目の林業・木材産業改善資金
特別会計が6億6, 140万円余、その下の沿
岸漁業改善資金特別会計が4億7, 674万円
余などであり、これら不用額は翌年度にそれぞ
れ繰り越されます。

以上が特別会計についてです。

続いてタブレットの12ページ、紙資料では
11ページを御覧ください。

一般会計歳入財源別分類表です。この表は、
歳入決算額を自主財源と依存財源に分類したも

のです。3年度決算額(A)のうち自主財源は
中ほどの小計欄にあるように3, 121億1,
059万4千円、その右の構成比は39. 19
%で、右ページにある2年度の39. 74%か
ら低下しています。

依存財源は小計欄にあるように4, 843億
8, 767万9千円、その右の構成比は60.
81%で、2年度の60. 26%から上昇して
います。

続いてタブレットの14ページ、紙資料では
13ページを御覧ください。

一般会計歳出性質別分類表です。この表は、
歳出決算額の性質を義務的経費、投資的経費、
その他の三つに区分しています。3年度決算額
(A)欄のうち、1義務的経費については2,
425億8, 527万円、その右の構成比は3
1. 67%となっており、これを右側のページ
にある2年度の決算額(B)と比較すると、右
から2列目の増減額(A)－(B)にあるよう
に14億9, 321万円、率にして0. 62%
の増となっています。これは、人件費及び扶助
費の増によるものです。

次に、2投資的経費は1, 634億2, 36
6万5千円、構成比21. 34%で、前年度よ
り81億5, 703万4千円、率にして5. 2
5%の増となっています。これは、普通建設事
業費の補助事業及び災害復旧事業費が増加した
ことによるものです。

3のその他は3, 599億2, 254万5千
円、構成比46. 99%で、前年度より410
億3, 759万3千円、率にして12. 87%
の増となっています。これは、補助費等や積立
金等が増加したことによるものです。

以上で令和3年度一般会計及び特別会計の決
算概要の説明を終わります。詳細については、
各担当部局から説明します。審査のほど、よろ
しくお願いします。

馬場副委員長 次に、決算審査等の結果につい
て監査委員の説明を求めます。

長谷尾代表監査委員 令和3年度の大分県歳入
歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比
率及び資金不足比率審査意見書について説明し

ます。

お手元のタブレットの資料番号は15番、資料は冊子の大分県歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を御覧ください。

まず、タブレットの3ページ、紙資料では表紙をめくり最初のページを御覧ください。

この意見書は、地方自治法第233条第2項など関係法令の規定に基づき、本年7月26日に知事から監査委員の審査に付された令和3年度大分県歳入歳出決算、基金運用状況、健全化判断比率及び書類並びに資金不足比率及び書類について、8月22日に知事に提出したものです。

タブレットの11ページ、紙資料は1ページをお開きください。

最初に、令和3年度大分県歳入歳出決算審査意見書について説明します。

第1章審査の概要ですが、第1審査の基準として、令和3年度歳入歳出決算の審査は大分県監査委員監査基準に準拠して行っています。

第2審査の対象は、令和3年度大分県一般会計及び大分県公債管理特別会計など11の特別会計です。

次に、第3審査の方法等ですが、審査に付された歳入歳出決算書等について、決算の計数は正確であるか、予算は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているかなど、記載の4点を主眼として、関係証書類との照合等を行うとともに、定期監査や例月出納検査等の結果を踏まえて慎重に審査しました。

タブレットの12ページをお開き願います。紙資料の2ページです。

第2章の第1審査の結果ですが、前章の記載事項のとおり審査した限りにおいて、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は関係証書類等と合致し、正確であると認められました。また予算の執行等については、議決の趣旨及び関係法規等に従い、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、第2決算の状況ですが、さきほど会計管理者から説明したので省略します。

続いてタブレット13ページをお開きください。紙資料は3ページです。

第3章審査意見です。令和3年度の決算は、一般会計、特別会計ともに、実質収支は黒字となっています。中でも、財政の健全性を示す各指標のうち、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、県税や地方交付税の増等により経常収入が増加したため87.1%と、大幅に改善するとともに、一般会計等が将来負担すべき負債等の割合を示す将来負担比率も159.9%と将来に備えた基金残高の増により大幅に改善しています。

また、県債残高は強靱な県土づくりの推進等により増加したものの、実質的な県債残高は約69億円減少しており、行財政改革推進計画の目標額である6,500億円以下の水準を維持しています。

財政調整用基金の残高も県税や地方交付税の増等により21億円増加し、目標の330億円に対し320億円まで回復しています。

安心・活力・発展の大分県づくりを加速前進させることが求められている中、新型コロナウイルス感染症への対応と社会経済の再活性化、地方創生の推進、災害に強い県土づくり、先端技術の活用など、行政需要は益々増大していくことが予想されます。

については、次の4点の各事項に十分留意され、限られた財源の中で効率的かつ効果的な行財政運営が行われるよう強く期待しています。

まず第1点目として、行財政改革の推進についてです。相次ぐ大規模災害に加え、エネルギーを初めとする原材料価格の高騰、新型コロナウイルス感染症への対応と社会経済の再活性化、社会保障関係費の増大など、財政環境は厳しく予断を許さない状況です。

また、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針では、新型コロナウイルス感染症対応として行われた国から地方への財政移転について、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻すとの方針が示されています。このため、国の動向も注視しながら、最少の経費で最大の事業効果を上げられるよう

常に事務事業の検証を行い、選択と集中やスクラップ・アンド・ビルドに取り組むとともに、行財政運営の効率化、健全化に努めるよう要請しました。

第2点目は、資産マネジメントの強化についてです。県有建築物や公共インフラ施設の老朽化は、年々進行するとともに、その多くが更新の時期を迎えています。大分県公共施設等総合管理指針に基づき、県有施設の総量縮小及び長寿命化対策を着実に推進し、財政負担の軽減、平準化に努めるよう要請しました。

第3点目は、収入未済の解消についてです。令和3年度の一般会計及び特別会計の収入未済額は合計25億5,302万円余で、前年度と比べ6億7,390万円余減少しました。特に県税については、市町村と連携して徴収強化に努めてきたこと、徴収猶予案件の納付が進んだこと、不納欠損処理を行ったこと等により、前年度に比べ5億5,655万円余減少しています。その他の収入未済も、多くは前年度に比べ減少しているものの増加しているものもあり、公平な負担と自主財源確保の観点から、引き続き収入未済額の縮減等に努めるよう要請しました。

第4点目は、財務事務の執行についてです。定期監査等において、一部に留意又は改善を要するものが見受けられたものの、おおむね適切な処理が行われていました。是正や改善の必要性が認められた主な事例については、財務事務に関する基本的な知識や習熟度が不足していること、担当者間の事務引継ぎや班総括等による組織的な指導が不十分であったことなどが主な原因と考えられるので、リスク発現事例を共有するなど、内部統制機能の一層の強化を図るよう要請しました。

以上が、歳入歳出決算についての審査意見です。

なお、タブレットの17ページから99ページ、紙資料の7ページから89ページにかけては、第4章決算の概要として個別の決算状況を記載していますが、説明を省略します。

次に、タブレットの103ページ、紙資料で

は91ページをお開きください。

令和3年度の基金運用状況についての審査意見です。

第1章の第1審査の基準ですが、令和3年度基金運用状況の審査は、大分県監査委員監査基準に準拠して行っています。

第2審査の対象は、大分県土地開発基金及び大分県美術品取得基金の二つの基金です。第3審査の方法等は、基金運用状況書の計数は正確で、関係証書類と合致しているかなど、記載の3点に主眼を置いて審査しました。

次に、第2章審査の結果ですが、両基金とも運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、運用が確実かつ効率的に行われていることが認められました。

第3章審査意見としては、それぞれの設置目的に沿った有効な活用に、引き続き努めるよう要請しました。

次に、タブレットの107ページ、紙資料の93ページをお開きください。

令和3年度の健全化判断比率についての審査意見です。

まず、第1章の第1審査の基準ですが、大分県監査委員監査基準に準拠して行っています。

第2審査の対象は、令和3年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。第3審査の方法等は、健全化判断比率の算定が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかなど、記載の2点を主眼として関係書類と調査照合し、関係部局から説明を求めるなど慎重に審査をしました。

次に、第2章審査の結果ですが、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められました。

次の第3章審査意見としては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも赤字が生じていないことから算定されず、また実質公債費比率と将来負担比率は、早期健全化の基準未滿であったことから、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

最後にタブレットの108ページ、紙資料の

94ページをお開きください。

令和3年度の資金不足比率についての審査意見です。

第1章第1審査の基準は、大分県監査委員監査基準に準拠して行っています。

第2審査の対象は、令和3年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。第3審査の方法等は、資金不足比率の算定が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかなど、記載の2点を主眼に慎重に審査をしました。

次に、第2章審査の結果ですが、審査に付された大分県病院事業会計など6会計について、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次に、第3章審査意見としては、いずれの会計も資金不足比率は算定されず、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

以上で、令和3年度大分県歳入歳出決算等の審査意見書についての説明を終わります。

馬場副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔明瞭に答弁願います。

今回事前通告している委員はいませんが、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

堤委員 今いろいろと説明を聞きながら、これは、ここで聞いていいのか分からないけど、大分県歳入歳出決算概要4ページの一番上、備考にある過誤納金約610万円と書いてあるけど、その内容について総務部に聞くべきなのか分からないけど、もし分かれば教えてください。

もう一つ、一番最後の一般会計決算状況の推移の中で、確かに歳入もかなり増えている。いろんな交付金、コロナの関係で入ってきていると思いますが、約49億円の決算剰余金、つまり黒字ですよ。結局、歳入が増えて、歳出は結構下げている。それは事務事業の見直しとか、行政改革はいろいろなことをやっているでしょうが、49億円も残すのであれば、もう少し通

常の予算の中で黒字を下げるような形で余裕を持って、非常に予算が窮屈なところ——いろんな予算があると思いますが、そういうところに割り振る考えはないのかと思って、毎回私聞きますが、ちょっとそこら辺がよく分からない。残ればいいのではないと思うんですね、黒字というのは。そこら辺を普通の事業に割り振りでできないのか。まあ、今だから言えるのだろうけど、当初、そう考えた上でできないのかと非常に思いますがどうでしょうか。

廣末会計管理者 まず1点目の資料1、大分県歳入歳出決算概要の4ページ右上の過誤納金、この610万円はどういうものかについてです。

こちらは県税の関係の過誤納金で、一旦納付した後に税が減額になった場合や二重納付の場合などに現れると聞いています。

ただ、こちらは総務部の税務課が所管している事項なので、詳しいことは総務部の説明の際に税務課からすることになると思います。以上が1点目です。

次に、実質収支額49億2千万円について、もう少し当初予算なり補正予算の段階で、ほかの事業に回すことができないかという趣旨の質問だと理解しましたが、一番最後のページで見ていただくと、大体実質収支額が令和2年度は43億円、その前も31億円ぐらいありました。この実質収支額がマイナスになると県としては赤字で大変なことになります。予算規模が昨年度は過去でも一番大きいぐらいの事業になっていて、歳出が7,659億円となっています。当初予算及び2月に補正予算を組んで、その後のさらなる節約等の結果、歳出総額約7,659億円に対しての約49億円であり、赤字を出さないようにする中で、結果的にはこの金額が生じています。これについては、また次年度に決算剰余金として繰り越されるので、また次年度に有効活用されていくものと理解しています。

馬場副委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）ほかに、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 委員外議員で、質疑はありません。

んか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 別にないので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって決算の概要及び決算審査等の結果の審査を終わります。

なお、監査委員はこれで退席となります。お疲れ様でした。

〔監査委員、監査委員事務局退室〕

馬場副委員長 これより、会計管理局関係の審査に入りますが、説明は要点を簡潔明瞭にお願いします。

それでは、会計管理局長の説明を求めます。

廣末会計管理局長 それでは、会計管理局の令和3年度決算について説明します。

タブレットの資料番号10番、一般会計及び特別会計決算事業別説明書により説明します。タブレットの297ページ、紙資料では287ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算額は上段の表の左から4列目、支出済額の一番下の行、歳出合計ですが8億1,315万3,311円です。その下の表、用品調達特別会計の歳出決算額は、同じく表の左から4列目、支出済額の一番下の行、歳出合計ですが24億8,590万9,719円となっています。

タブレットの299ページ、紙資料では289ページを御覧ください。

まず、会計課について説明します。第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費は、決算額2億3,747万1,406円で、会計課及び審査・指導室の職員32人分の給与費です。その下、第6目会計管理費は決算額4,909万2,474円で、会計事務の指導等に要した経費です。

次に、タブレットの300ページ、紙資料の

290ページを御覧ください。

用度管財課分について説明します。第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費は、決算額2億3,328万6,921円で、職員34人分の給与費です。その下の第6目会計管理費は決算額3,738万5,191円で、本庁集中管理車の維持管理などに要した経費です。

タブレットの301ページ、紙資料の291ページを御覧ください。

第7目財産管理費は、決算額2億2,310万6,746円で、県庁舎本館及び新館の維持管理などに要した経費です。その下の第8目県庁舎別館及振興局費は、決算額3,281万573円で、県庁舎別館等の維持管理に要した経費です。

タブレットの302ページ、紙資料の292ページを御覧ください。

用品調達特別会計について説明します。この特別会計は、県の機関で使用する文具などの消耗品や備品、印刷物の調達事務を一元化し効率的に行うために設けているものです。

第1款用品調達費第1項用品調達費第1目用品総務費の決算額123万7,701円は、前年度の決算剰余金を一般会計へ繰り出したものです。

次に、その下の第2目用品費の決算額24億8,467万2,018円は、各所属からの要求に基づく用品の購入に要した経費です。

続いてタブレットの資料番号9番、決算附属調書を御覧ください。

不用額及び収入未済額の主なものについて説明します。タブレットの23ページ、紙資料の17ページを御覧ください。

不用額について説明します。科目欄の総務費、総務管理費の上から6番目にある会計管理費517万1,098円は、集中管理車の高速道路使用料など使用料及び賃借料が見込みを下回ったことや経費節減によるものです。

続いてタブレットの39ページ、紙資料の31ページを御覧ください。

滞納繰越調定取消額について説明します。科目欄一番下の雑入138万6,408円で、経

営状況の悪化により令和2年度に撤退した新館レストランの庁舎等管理費の履行の延期によるものです。

次に、タブレットの72ページ、紙資料の56ページを御覧ください。

特別会計の不用額について説明します。一番下にある用品調達特別会計の用品費4億5,482万9,982円は、各所属からの用品要求が見込みを下回ったことによるものです。

以上で会計管理局関係の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

馬場副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

事前通告が1名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 物品の入札において、最低制限価格がなく、今のように大変景気が厳しいときに、仕事を取り合って、原価を割ってまで落札する場合もあると。最低制限価格を設定すればこのような競合がなくなり、正当な利益も保障されとの意見が私どもに寄せられているんですね。

この件について、用度管財課としてどのように考え、どう対処する予定なのか教えてください。

渡邊用度管財課長 最低制限価格制度は、ダンピングの受注による工事等の品質の低下や下請業者へのしわ寄せ防止等を図るために設けられたものです。業務を行う上で必要最小限と考えられる価格を設定し、それ以下の価格で申し込んだ者は契約の相手方としない制度です。そのため、地方自治法及び同法施行令では、競争入札により工事や製造等の請負契約を締結しようとする場合において、その契約内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認められる場合に限って最低制限価格を設けることができると定められています。よって、最低制限価格を設けることができるのは工事等の請負契約に限られているため、物品の購入について最低制限価格を適用することは法令上できません。

景気が厳しい状況であることは承知しており、今後とも中小企業の受注機会が増えるよう物品調達に努めていきます。

堤委員 そうですね。それがあから、大手企

業についてはお金があるから、価格を若干下げたとしても大丈夫だよね。県内の小さな中小企業については、なかなか価格を下げられないと。それは法律上できないのであれば、何かそこら辺でそういう要綱上で、または実際に契約する場合、何らかの制限という言葉が適当か分からないけど、そういうのをかけられるような要綱等は考えられないのかな。結局、低けりゃいいという話になってしまうからね。そういう点では排除されるから、そこら辺はちょっとした規制を加えるような仕組みを何か考えてほしいけど、どうでしょうか。

渡邊用度管財課長 価格を下げさせないような仕組みとの話がありましたが、制度的には最小の経費で最大の効果を得るとの考え方もあるので、なかなか難しいところがあります。

ただ、委員から質問があったとおり、昨年からは資材や燃料価格の高騰とか、円安の影響によって物品の価格の上昇や納品に日数を要するとかあって、事業者も大変御苦労されていると聞いています。

用度管財課では、適正な価格で物品の購入ができるよう、今年4月18日付けで各所属に物品の価格上昇分が反映された参考価格の再確認や物品に要する期間の再確認を行うよう通知を行い、より適正な価格で予定価格の設定が行われるよう努めています。

また、4月19日には本庁所属の班総括を集めた会議でも重ねて周知を行っています。

従来から行っていることですが、中小企業の受注確保のため、一般競争入札については県内に本店又は営業所がある方を入札条件にするなど、県内の中小企業の受注確保が果たされるようにしています。

指名競争入札、随意契約については、物品の種類等を考慮して中小企業を優先して指名することになっているので、今後も受注拡大について努力していきたいと思ひます。

堤委員 そこら辺は切実な声として寄せられているので、各関係部局にもぜひ周知徹底していただきたいし、さっき言った物品価格上昇分について再確認の通知、そういう資料があれば提

出していただくと助かるので、委員長よろしく
お願いします。

それで、県内中小企業の受注が本当に拡大す
るためにやっていただきたい。また、そういう
声が聞かれないように、ぜひ頑張ってください。
よろしくお願いします。

馬場副委員長 さきほどの資料の提出について
はよろしいでしょうか。（「はい」と言う者あ
り）では、お願いします。

ほかに、事前通告していない委員で質疑はあ
りませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 事前通告が1名の委員から提出
されているので、まず事前通告のあった委員外
議員の質疑を行います。

森委員外議員 決算事業別説明書の291ペー
ジ、用度管財課の県庁舎管理費に関連して伺い
ます。

県庁舎の保全管理等については総務部の県有
財産経営室に聞くのが本来だと思いますが、維
持管理を担っている会計管理局としての見解を
伺いたいと思います。

本館、別館の維持管理をしている会計管理局
ですが、本館と別館を行き来する連絡通路――
歩道橋について伺います。

雨天時の行き来などで支障があるのを承知し
ていますが、利用者等の声とか、その状況の調
査とか、バリアフリー化とか、業務における生
産性の向上などの観点から、改善策の検討が令
和3年度中を含んで行われたかどうか、まず伺
います。

渡邊用度管財課長 県庁舎本館と別館を結ぶ連
絡通路は、昭和47年に県庁舎別館が完成した
後、道路管理者である大分市長、さらには都市
公園である遊歩公園の管理者である大分市長か
ら、それぞれ占用の許可をいただいて同年に設
置されたものです。今年で設置後ちょうど50
年になります。連絡通路の設置により、道路を
横断することがなくなり、職員や来庁者の方が
本館と別館の間を安全に行き来できるようにな
り、日常的に利用されています。また、雨天の
際には、雨にぬれないよう、本館、別館の両側

に専用の傘を10本ずつ置いて使っていただい
ています。

御質問のあった利用者の人数については、調
査を行っていません。連絡通路は別館の職員の
利用が大半だと考えられますが、参考までに別
館に勤務する職員の数を申し上げますと約900
人となっています。利用者の声や状況について
も、特に調査を行っていません。前任の課長ら
に問い合せてみましたが、ここ数年、連絡通路
に関する意見や要望等は特にいただいています
ん。

改善策の検討については、今申したことか
ら、特段検討を行っていないとのことです。

森委員外議員 詳しく説明いただきました。

50年経過していることもあります。今回
のコロナ対策等で福祉保健部が本庁に行き来す
るのも頻繁だったと思うし、悪天候時の移動も
大変だったと思います。また、教育委員会の教
育庁ワークセンターの皆さんの姿を私も見るこ
とがありますが、車椅子等での移動で、雨の日
などは非常に支障があるのではないかと拝察し
ます。そういった観点から、今後の県庁舎自体
の保全計画との絡みもあるでしょうが、まずは
現状把握とか、今後の計画にしっかり反映させ
ていくべきだと思うし、特にさきほど申した県
職員の生産性の向上の観点からも非常に重要だ
と思いますが、再度答弁を求めます。

渡邊用度管財課長 連絡通路の設置から50年
を経過しているので、老朽化の状況に応じた対
策が必要となると考えられています。今後の対
応については長寿命化とかもあるので、考えて
いきたいと思っています。

森委員外議員 OPAM（オーパム）と総合文
化センターとの連絡通路は、雨が降っても大丈
夫なように屋根付きですし、そういった全体の
構造も今後しっかり検討していくべきではない
かと思っています。また総務部でも少し議論し
たいと思うので、よろしくお願いします。あり
がとうございました。

馬場副委員長 ほかに、委員外議員で質疑はあ
りませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 別にないので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって会計管理局関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔会計管理局、委員外議員退室〕

馬場副委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの決算の概要及び決算審査等の結果及び会計管理局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見、要望事項等がありましたらお願いします。

堤委員 さきほど少し言ったとおり、用品入札の場合には最低制限価格がないわけですね。仮に、大きな会社が支店と営業所を置いてあれば地元企業として入札参加できる。資本力が違うとかなりの金額の差が出てくるんですね。本当に地元で頑張っている県内の中小零細企業が、入札してもきちんと取られるように、最低制限価格を決められないのであれば、何らかの要綱上でこうするべきだとか、そういったことを来年度はぜひ検討していただきたい。今通知とかいろいろやって、内部で頑張っているようですが、それだけではなかなか認識が深まらないと思うので、何らかの形で要綱なりを検討をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

馬場副委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 ただいま、委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、そのようにします。

以上で、決算の概要及び決算審査等の結果並びに会計管理局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室するので、少々お待ちください。

〔監査委員事務局、委員外議員入室〕

馬場副委員長 これより監査委員事務局関係の審査を行います。説明は要点を簡潔明瞭にお願いします。

それでは、監査委員事務局長の説明を求めます。

河野監査委員事務局長 監査委員事務局関係の決算について説明します。

昨年度は、知事部局や教育庁、警察本部などの270機関に対する定期監査をはじめ、県が関与する任意団体の状況についてをテーマとした行政監査や県が出資等をしている団体への監査等を実施しました。

それでは資料番号10番、一般会計及び特別会計決算事業別説明書のタブレットの319ページ、紙資料の305ページをお開きください。

監査委員事務局関係は、第2款総務費第9項監査委員費のみであり、予算現額1億9,812万4千円に対して、支出済額は1億9,697万6,674円、不用額は1億1,473万2,626円です。

その内訳はタブレットの321ページ、紙資料の307ページをお開きください。

まず、第1目委員費は予算額1,680万6千円に対して、決算額は1,668万4,079円です。この内訳は、常勤監査委員1人分の給与費及び非常勤監査委員3人分の委員報酬の計1,628万4,054円と、旅費など監査に要した経費40万2,500円です。

その下の第2目事務局費は予算額1億8,131万8千円に対して、決算額は1億8,029万2,595円です。この内訳は監査委員事務局職員21人分の給与費1億7,259万3,

648円と、事務局運営費として事務局職員の旅費や需用費など監査補助に要した経費と関係団体への分担金等769万8,947円です。

次に、不用額について説明します。資料番号9番、決算附属調書のタブレットの24ページ、紙資料の18ページをお開きください。

科目欄中ほど、上から12行目の監査委員費の事務局費102万5,405円は、超過勤務手当及び旅費等が見込みを下回ったことによるものです。

御審議のほどよろしくお願ひします。

馬場副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔明瞭に答弁願ひます。

今回、事前通告はありませんが、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 別にないので、これで質疑を終了します。

これをもって監査委員事務局関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔監査委員事務局、委員外議員退室〕

馬場副委員長 これより内部協議に入ります。

監査委員事務局の審査では質疑等はありませんでしたが、決算審査報告書で特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見、要望事項等がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 特にないので、審査報告書案の

取りまとめについては、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、そのようにします。

以上で、監査委員事務局関係の審査報告書の検討を終わります。

以上で本日の審査日程は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、次回の委員会は12日、水曜日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。